

【ガイド補足】財形住宅貯蓄の払出し要件緩和（床面積）

財形住宅貯蓄の払出し対象となる住宅要件を定めた財形法施行規則第1条の14が改正され令和6年4月1日に施行されています。

■改正の概要

【住宅の床面積要件】（財形法施行規則第1条14関係）

従来の要件に加え、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅で、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に建築確認を受けたものであるときは、床面積が40㎡以上でも対象となりました。

（従前の要件）

- ・床面積が50㎡以上
- ・住宅の新築または建築後未使用の住宅で、令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの

■改正財形法施行規則

（住宅の要件）

第1条の14 令第14条第2項（令第14条の9第2項及び第14条の16第2項において準用する場合を含む。）

一 床面積が五十平方メートル以上であること（勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合であつて、当該住宅が次に掲げるいずれかのものであるときは、床面積が四十平方メートル以上であること）。

イ 令和五年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認（ロにおいて「建築確認」という。）を受けたもの

ロ 租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであつて、令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日までの間に建築確認を受けたもの

■実務対応

認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅（床面積が40㎡以上50㎡未満の場合に限る）であることが確認できる書類が必要になります。

令和3年版「財形徹底活用ガイド」をご利用の皆様へ

前述のように、令和5年度の税制改正により財形住宅貯蓄を充当できる住宅の条件が若干変わりましたので、令和3年版として発行いたしました「財形徹底活用ガイド」の一部に修正が必要となりました。

■修正必要箇所

283 ページ 3-87 適格払出しの条件

床面積要件を前述のように修正してください。

令和3年版「財形徹底活用ガイド」は、上記部分を除いて内容の変更はありません。

引き続きご利用くださいますようお願い申し上げます。